

不登校等生徒支援教育特区

都道府県名：

神奈川県

申請主体名：

横浜市

区域の範囲：

横浜市全域



特区の概要：

学校法人が新たに不登校あるいは不登校傾向のある生徒のための中学校を設置し、生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行う観点から、現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施する。また、登校が困難な生徒に対し、継続した学習環境を保証し、支障なく復学できるよう、IT等を活用した学習活動を可能とする。校地・校舎を借用とするかわりに、教育内容の充実を図ることなどにより、生徒が充実した学校生活を送れるようにする。

適用される規制
の特例措置：

- ・不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化
- ・IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大
- ・校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置



使用予定の施設



体験を重視する学習